

重要

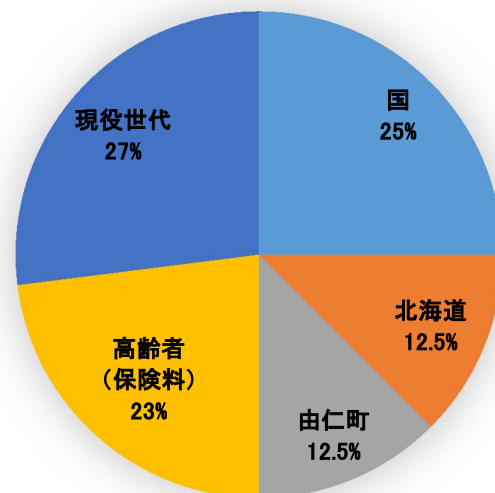
介護保険料の納付について

大切なお知らせです。
必ずお読みください。

介護保険料は、介護サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。納付が遅れると介護保険制度の健全な運営に支障をきたします。

そのため、特別な理由もなく長い間介護保険料を滞納していると、保険料を納付している人との公平を図るため、介護サービスを利用するときに次ページのような給付制限措置が取られることがあります。

介護保険の財源



今介護サービスを利用していなくても、将来介護が必要となるかもしれません。

いざというときに安心してサービスを利用できるように、介護保険料の納付にご理解、ご協力をお願いします。

いろいろな事情があって、
保険料の納付が困難になったときは、
まずはご連絡ください。

納付についての相談は
由仁町役場 住民課 税務担当 まで
☎0123-83-3902
〒069-1292 夕張郡由仁町新光 200 番地

介護保険料を滞納している方が介護サービスを利用する場合は、次のような給付制限を受けることがあります。

給付制限の流れ

保険料を1年以上滞納すると

サービスを利用するとき、いったん費用の全額を自己負担することになります。申請により、後で保険給付分が支給されます。

保険料を1年6か月以上滞納すると

サービスを利用するとき、いったん費用の全額を自己負担することになります。申請後も、保険給付分の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料にあてられ、残額が給付されることがあります。

保険料を2年以上滞納すると

サービスを利用するとき、未納期間に応じて割り出された期間、利用者の負担額が1割または2割から3割、3割負担の方は4割に引き上げられます。また、一定の負担額を超えた場合に支給される高額介護サービス費なども受けられなくなります。